

令和4年度 第26回朝来市農業委員会総会議事録

1 開催日 令和4年9月15日（木）午後1時30分～午後2時10分

2 開催場所 あさご・ささゆりホール

3 出席した農業委員 12人

2番 大森 げん委員 3番 前田 由記夫委員 4番 奥藤 康正委員
5番 高本 知宜委員 7番 米田 利秋委員 8番 西村 繁 委員
9番 佐野 伸夫委員 10番 大田垣 強委員 11番 楠 晃 委員
12番 原田 昌二委員 13番 西 好朗職務代理 14番 石原 武美会長

4 欠席した農業委員 2人

1番 松浦 修三委員 6番 米田 隆至委員

5 出席した農地利用最適化推進委員 8人

6 現地調査委員

農業委員 佐野 伸夫委員 大田垣 強委員
推進委員 池本 晃市委員 吉井 忠大委員

7 議事日程

日程第1 議案第126号 農地法第3条申請について

日程第2 議案第127号 農地法第5条申請について

日程第3 議案第128号 非農地証明申請について

日程第4 議案第129号 空き家に付随する農地の指定について

日程第5 議案第130号 農用地利用集積計画の決定について

8 事務局職員

事務局長 石橋 禎之 次長 藤原 雅人 農地農政係長 森本 礼子
主事 田中 美幸 支援専門員 中川 繁春

9 農林振興課職員

主事 福富 裕貴

10 会議の概要

○事務局

それでは、ただいまから第26回朝来市農業委員会総会を開催させていただきます。既に送付いたしております次第に基づき進めさせていただきます。

最初に、石原会長からご挨拶をいただきます。

○石原会長 〈挨拶〉

○事務局 ありがとうございます。

それでは、ここからは、会長に議長になっていただきまして、次第に基づき進めていただきたいと思います。

会長、よろしくお願いいたします。

○石原会長 それでは、次第3の「成立宣言」ですが、本日の出席委員数を事務局から報告してください。

○事務局 本日の出席委員は、農業委員12名、農地利用最適化推進委員8名でございます。

○石原会長 ただいま事務局より報告がありましたとおり、朝来市農業委員会総会会議規則第8条の規定によりまして、定足数に達しておりますので、第26回朝来市農業委員会総会の成立を宣言いたします。

次に、次第4の「議事録署名人の指名について」は、9番の佐野伸夫委員と10番の大田垣強委員に、議事録署名人をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

続きまして、次第5「議事」に入ります。議事日程に基づきまして進行いたします。

日程第1「議案第126号、農地法第3条申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈事務局朗読〉

○石原会長 受付順位242番及び243番の2件の提案理由の説明を、地元委員の楠委員に求めます。

○楠委員 失礼します。それでは、議案第126号、農地法第3条の規定による許可申請についてのうち、受付順位第242番及び243番の説明をさせていただきます。これらの案件は、相互に関連性がありますので、一括でご説明をいたします。

添付の航空写真1枚目、受付順位242及び243番の写真をご覧ください。242番の申請地は、播但連絡道路生野北第一料金所入り口付近から南に100メートルほど進んだ、国道312号線沿いにある農地並びに、当該農地付近から市道を東に入り、播但線踏切付近に存する農地です。また、243番の申請地は、242番の申請地のうち一番西側に存する●●番地の北側、譲受人である●●氏の自宅●●番地に隣接する農地です。242番の譲渡人は、●●氏の死去に伴い、選任された相続管理人の●●氏。また、243番の譲渡人は、故●●氏の相

続人の●●氏と●●氏で、譲受人は、いずれも小田和区に居住の●●氏です。242番は、譲受人、●●氏自宅の隣、●●番地にある、故●●氏の空き家に付随する農地で、相続管理人の処分による有償移転。

また、243番は、相続人の居住地が遠方で、十分な管理ができないことなどの諸事情によって、無償移転されるものです。

それでは、申請案件審査資料をご覧ください。

受付順位242番及び243番の項に記載されているとおり、いずれも全ての項目で条件を満たしていること、また、●●氏から農地取得後、柿等の栽培をする旨の営農計画書が提出されており、本申請は、許可相当であると思慮いたします。慎重審議よろしく願いいたします。

○石原会長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位244番及び245番の2件の提案理由の説明を、地元委員であります私のほうから説明いたします。

244番について説明します。まず、航空写真をご覧ください。ここは、山東町一品区になりまして、図面の上のほうに緑風の郷の施設がございます。一品区の国道427号線と柴川の間にあります●●番地の農地が、今回の申請農地でございます。譲渡人の●●さんは、大阪に住まれておりまして、長い間、遊休農地の状態にありましたが、●●推進委員の働きかけによりまして、●●さんに譲り渡すことになりました。●●さんは、大変意欲のある若手の農業者でして、今後もこの周辺地域で農地拡大の意向がございます。審議資料の上でも特に問題はなく、許可相当と考えます。審議のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、245番の航空写真を見てください。栗鹿神社近辺の写真です。図面の上のほうに高速道路が通っておりまして、右のほうに山東インターチェンジがございます。現地は、栗鹿神社と栗鹿川の間にある農地でございます。この農地も、●●推進委員の働きかけで、譲受人の●●さんが、実は何年も前から耕作をされております。以前、近辺の農地の申請をしたときに、一緒に申請処理する予定が、司法書士の手続漏れがありまして、今回申請されたという状況でございます。特に問題はないと思います。許可相当と考えます。よろしく願いいたします。

続きまして、受付順位246番の提案理由の説明を、地元委員の前田委員に求めます。

○前田委員 それでは、ご説明させていただきます。

受付順位246番の航空写真をご覧ください。申請地は、和田山町岡区となります。所在

の説明ですけれども、国道9号線を和田山から養父方面に直進し、大蔵小学校を過ぎて、ちょうど700メートルのところに、ホームセンターふじやが見える法道寺交差点があります。そこを左折し、法道寺集落を過ぎて、岡集落に入ったところの航空写真となっております。写真の左側のほうに岡区の住宅が連担するのが見てとれます。申請地は、交通安全対策や生活道路として整備された、県道畑宮田線沿いに位置しております。

申請案件資料246番をご覧ください。農地法第3条第1項の規定による申請となります。譲渡人の●●氏は、法道寺区に居住して、自営業で忙しくされておりました、20年ほど前に相続した田の管理がままならない状況になり、隣地を管理する譲受人の●●氏に、維持管理をしてもらえないかと打診しましたところ、それならば引き受けた譲受人との間で、無償譲渡の話がまとまり、今回の申請に至りました。申請地は、田ののり面もしっかりしておりますし、十分活用できる状況にあり、草刈りをした後、畑として利用するというように言っておられます。既に、草刈りにもかかっている現状があります。また、譲受人の営農計画書や農地に関する誓約書も添付されており、何ら問題なく、許可相当と思われます。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

○石原会長 ありがとうございます。

受付順位242番から246番につきまして、地元委員からの提案理由の説明がございました。現地調査委員の大田垣委員のほうから、補足説明はございますか。

○大田垣委員 去る9月5日に、事務局2名、委員4名、計6名によりまして、現地調査を行いました。委員報告のとおりで、補足意見はありませんが、円山の242、243につきまして、会議を今後されるということでございました。若干注視したいと思います。以上です。

○石原会長 ありがとうございます。

皆さんのほうから、この件につきまして、ご意見なりご質問はございませんか。

特にないようですので、受付順位242番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、承認されました。

受付順位243番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位244番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位245番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位246番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

それでは、続きまして、日程第2「議案第127号、農地法第5条申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○石原会長 受付順位247番及び248番の2件、提案理由の説明を地元委員の原田委員に求めます。

○原田委員 それでは、ご説明させていただきます。受付順位247番と248番は、一枚の田であり、一つの開発行為の申請ですので、一緒にご説明いたします。受付順位247番と248番の航空写真をご覧ください。申請地は、国道312号線のすき家の交差点を西に入った市道玉置七味線に面する、現況田の合計2,654平方メートルの農地です。このたび、譲受人は、分譲住宅12区画を宅地造成し、販売するに当たり、譲渡人との売買の合意に至ったので、農地法第5条の申請がありました。

申請案件資料をご覧ください。立地基準につきましては、農振除外地、除外の区域にある第3種農地に該当します。一般基準に基づき、資力、信用について、見積書及び金融機関の残高証明により確認し、事業計画及び事業内容から目的が果たされると思われま。影響のある他法令はなく、住宅用地12区画の一般個人住宅用地として適正と思われま。周辺農地への支障もなく、地元区長、農事部長、土地改良区総代の同意も取られており、

何ら問題なく許可相当と思います。ご審議をよろしくお願いいたします。

○石原会長 ありがとうございます。

受付順位247番及び248番につきまして、地元委員からの提案理由の説明がございました。

現地調査委員の佐野委員のほうから補足説明はございますか。

○佐野委員 失礼します。9月5日月曜日に佐野、大田垣、吉井、それから池本委員4名、それから事務局が2名、計6名でこの場所を見て回りましたが、先ほど地元委員さんの言われたとおり、何の問題もございません。以上です。

○石原会長 それでは、第5条に関連しますご意見なりご質問はございませんか。

高本委員、どうぞ。

○高本委員 失礼します。現況、休耕地となっているんですけど、資料、写真によると、稲が植わってるような気がするんですが、いかがでしょうか。

○原田委員 現況、小作さんが耕作してますので、私も休耕地とはちょっと伺っておりません。

○高本委員 実際は植わっておると。

○原田委員 植わってます。

○石原会長 そういうことのようにです。

○高本委員 それはそうと思うんですけど、その現況の判断として、休耕地で合っているんですか。田として管理されているから田でよくないですか。

○事務局 すみません、失礼します。申請書には休耕地と記載されていましたが現地調査を行っていただき、現状は水稻が作付けされ田として利用されておりました。事務局が議案書作成時に誤って記載しておりました。誠に申し訳ございませんでした。議案書、地目の現況を休耕地から田に訂正をお願いいたします。

○石原会長 そういう事情のようです。少し趣旨から外れますけど、最近、この近辺、結構住宅用に農地が出てきますね。今コロナとか、いろんな難しい問題ある中で、違う角度から気になりましたので、原田さん、教えてください。

○原田委員 現在、朝来医療センターの隣接で、12区画だったと思いますけど、●●株式会社の●●の分譲地ができております。もう既に完成して販売開始をしております。なおかつ、法興寺のかみや歯科の前にも、●●のほうで、2町ですけど、それも11から、プラス4ぐらいで15区画ぐらいあると思います。それが間もなく完成で販売開始なる予定です。なおかつ、●●ですけど、この並びの二町を開発するというので、農転を提出して

おります。●●のところにつきましては、今開発申請を出す手前になっております。それと今回の、この案件につきましても、●●の所有する二町の隣、東側、1枚を飛ばして、新しくできた学校給食センターに通じる道沿いの宅地分譲ということで申請がありました。なおかつ、ミサワ事務機の裏ですけれども、一旦、5条申請を上げた物件がありましたけれども、それにつきましては、3,000平方メートルを超えとるということで、開発許可が必要ということで、取り下げております。それにつきましては、もう一枚隣接が3,000平方メートル近くありまして、同時に2枚の開発をするというように、私のほうも聞いておりますので、その並びで残るのが1枚だけということで、あと全部、分譲宅地の開発に向かうということで、ちょっと過剰な状況もあります。以上です。

○石原会長 ありがとうございます。

そのほか何か、ご意見、ご質問ございませんか。

特にないようですので、受付順位247番について、採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位248番について、採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

それでは、続きまして、日程第3「議案第128号、非農地証明申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○石原会長 受付順位249番の提案理由の説明を、地元委員の米田利秋委員に求めます。

○米田（利）委員 失礼します。航空写真を見ていただきたいと思います。この場所につきましては、朝来インターから国道429号線を神子畑方面に約2キロ行っていただくと、山本という集落がございます。その川を渡った山手になるところでございます。前回の第25回の総会で、●●さんが、3条申請をされまして、その中で、あと4件上がっておりますけれども、それが現地調査のときに、非農地ということを確認しまして、非農地申請をしてくださいということで申し上げましたところ、今回こういう申請が上がってきたと

いうことをございます。特に要件等につきましても、満たしておりますので、問題ないと考えております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○石原会長 ありがとうございます。

受付順位249番について、地元委員からの提案理由の説明がございました。

現地調査委員の吉井委員のほうから補足説明ございますか。

○吉井委員 失礼いたします。去る9月5日午後、事務局2名、委員4名にて、現地のほう確認いたしました。先ほど米田委員が申されたとおおり、何ら問題ないもの、現地と照合させていただいております。慎重審議のほう、よろしくお願いいたします。以上です。

○石原会長 この件につきまして、ご意見、ご質問ございませんか。

特にないようですので、受付順位249番について、採決を行います。

賛成の方は挙手お願いします。

[賛成者挙手]

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第4「議案第129号、空き家に付随する農地の指定について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○石原会長 受付順位250番の提案理由の説明を、事務局に求めます。

○事務局 受付順位250番の航空写真をご覧ください。申請地の白井●●番地、ほか2筆の農地は、これらの農地に隣接する白井●●番地に建つ住宅と同一の所有者であり、この住宅は、平成27年6月に空き家バンクに登録されたことを確認しました。所有者は、大阪府の方であり、維持管理が行われる見込みがありません。このことにより、朝来市空き家に付随する農地の別段面積取扱基準第4条の適用条件に適合していると思われまますので、同取扱基準第5条により、別段面積を1平方メートルへ指定していただきたく、決定をお願いするものです。以上です。

○石原会長 受付順位250番について、提案理由の説明がございました。

現地調査委員の吉井委員さんのほうから、補足説明ございますか。

○吉井委員 失礼いたします。こちらのほうも去る9月5日の午後、事務局2名、委員4名にて、現地のほう確認させていただきました。現地のほうも空き家に附属している畑といいながらも管理もしっかりされているように思いました。先ほど事務局がご説明され

たとおりかと思えます。以上です。

○石原会長 ありがとうございます。

ご意見、ご質問ございませんか。

ないようですので、受付順位250番について、採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第5「議案第130号、農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○石原会長 議案第130号の提案理由の説明を、担当課に求めます。

○担当課 失礼いたします。朝来市農林振興課福富と申します。

それでは説明をさせていただきます。まず、8ページをご覧ください。農用地利用集積計画の概要といたしまして、1、利用権の設定に係る面積、筆数及び戸数について説明いたします。まず、区分の田につきましては、面積が39,298平方メートル、筆数が32筆、畑のほうはどちらもゼロ。合計が39,298平方メートル、32筆。利用権の設定を受ける戸数といたしまして2戸、利用権を設定する戸数が15戸。

次に、設定する利用権の概要について、使用貸借権が15筆、21,502平方メートル、賃貸借権が17筆、17,796平方メートル。

利用権の終期について、令和6年3月31日が5筆、5,231平方メートル、令和7年3月31日までが1筆、636平方メートル、令和9年3月31日が26筆、33,431平方メートルとなっております。

次のページに行っていただきまして、9ページ、10ページについては、それぞれ利用権の設定を受ける者及び設定する者の一覧等をつけさせていただいております。

また、次の11ページにつきましては、それぞれ利用権の設定を受ける方の氏名等、記載させていただいております。最後の12ページにつきましては、利用権を設定する方の住所等を記載させていただいておりますので、またご確認いただけたらと思います。

以上で説明を終わります。

○石原会長 ありがとうございます。

皆さんのほうから、ご意見、ご質問はございませんか。

特にないようですので、議案第130号について、採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

以上で、今日予定しておりました議案審議は全て終了しました。

それでは、以上で本日の会議を終了いたします。

閉会に当たりまして、西職務代理人にご挨拶させていただきます。

○西職務代理人 〈閉会挨拶〉

(午後 2 時10分終了)